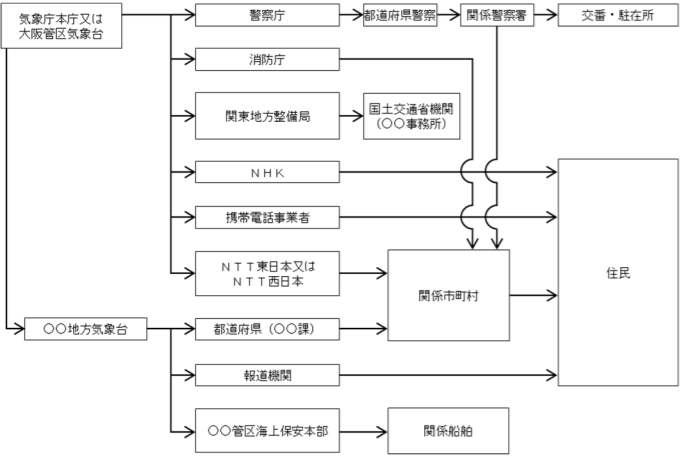
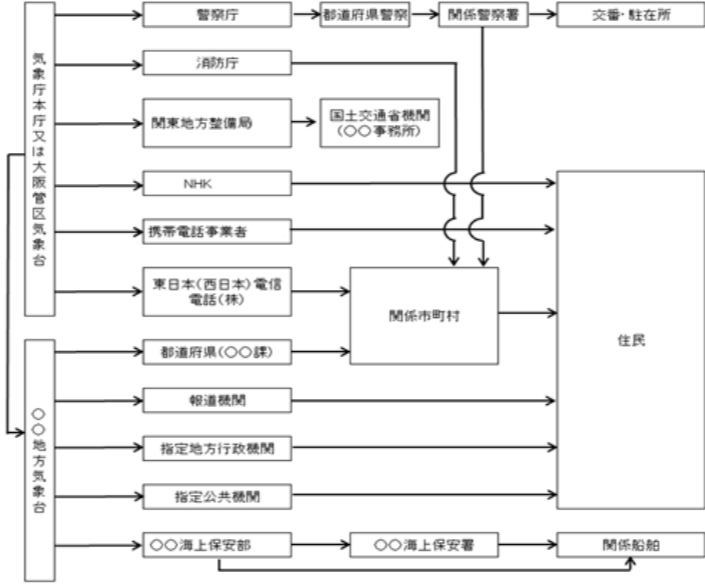


【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行 (R4.8.6)	修正理由等
<p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.1 気象庁が行う予報及び警報</p> <p>(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報 (中略) (津波警報・注意報の種類)</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</p> <p>(ア) 種類</p> <p>大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合）</p> <p>津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）</p> <p>津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）</p> <p>津波予報：（略）</p> <p>(イ) 発表される津波の高さ等 (中略) (津波注意報発表基準)(例) 「発表基準」欄 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合</p> <p>(津波警報発表基準)(例) 「発表基準」欄 (大津波警報) 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで3メートルを超える場合 (津波警報) 〇〇湾で予想される津波の最大波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合</p> <p>(ウ)～(エ)（略）</p>	<p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.1 気象庁が行う予報及び警報</p> <p>(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報 (中略) (津波警報・注意報の種類)</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</p> <p>(ア) 種類</p> <p>大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される時発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）</p> <p>津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）</p> <p>津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想される時発表（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）</p> <p>津波予報：（略）</p> <p>(イ) 発表される津波の高さ等 (中略) (津波注意報発表基準)(例) 「発表基準」欄 〇〇湾で予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合</p> <p>(津波警報発表基準)(例) 発表基準 (大津波警報) 〇〇湾で予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合 (津波警報) 〇〇湾で予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下である場合</p> <p>(ウ)～(エ)（略）</p>	<p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p> <p>・気象庁の表記に合わせて「最大波」を追記。</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行 (R4.8.6)	修正理由等
<p>(2) 警報等の伝達経路及び手段</p> <p>①洪水等の場合（略）</p> <p>②津波の場合 (例)</p>  <p><解説> (略)</p> <p>4.2～4.6 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集 気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト で PC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1) 気象情報 気象庁 ・あなたの街の防災情報 (以下略)</p> <p>(2) 雨量・河川水位 (略)</p>	<p>(2) 警報等の伝達経路及び手段</p> <p>①洪水等の場合（略）</p> <p>②津波の場合 (例)</p>  <p><解説> (略)</p> <p>4.2～4.6 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集 気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイト で PC やスマートフォン、携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1) 気象情報 気象庁 ・あなたの町の防災情報 (以下略)</p> <p>(2) 雨量・河川水位 (略)</p>	<p>・最新のフロー図に更新</p> <p>・気象庁の表記に合わせて訂正。</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p>(3)潮位・波高 （中略） 気象庁 （中略） ・海洋の健康診断表 https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html ・波浪に関するデータ https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html</p> <p>(4)（略） ＜解説＞（略）</p> <p>第7章～第9章（略）</p> <p>第10章 水防活動 10.1（略）</p> <p>10.2 巡視及び警戒 (1)平常時（略）</p> <p>(2)出水時 （ア）～（イ）（略）</p> <p>＜解説＞ 【必須】(略) 【推奨】(略) 【任意】巡視に支障のない範囲で、<u>情報収集・伝達等に資するデジタル技術やICT機器の活用ができる旨記載してもよい。</u></p> <p>【必須】(略)</p> <p>10.3～10.5（略）</p> <p>10.6 避難のための立退き ①洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p>	<p>(3)潮位・波高 （中略） 気象庁 （中略） ・海洋の健康診断表 https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html ・波浪に関するデータ https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html</p> <p>(4)（略） ＜解説＞（略）</p> <p>第7章～第9章（略）</p> <p>第10章 水防活動 10.1（略）</p> <p>10.2 巡視及び警戒 (1)平常時（略）</p> <p>(2)出水時 （ア）～（イ）（略）</p> <p>＜解説＞ 【必須】(略) 【推奨】(略) 【任意】巡視に支障のない範囲で、ICT機器の活用ができる旨記載してもよい。</p> <p>【必須】(略)</p> <p>10.3～10.5（略）</p> <p>10.6 避難のための立退き ①洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p>	<p>・URLの修正</p> <p>・URLの修正</p> <p>・デジタル技術の活用ができる旨を明示。</p> <p>・平成23年水防法改正内容を追記(反映漏れ)。</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等																																																												
<p>水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>②～③（略） <解説>（略）</p> <p>10.7～10.8（略）</p> <p>第11章～第17章（略）</p> <p>資料編 資料3-1 ～ 資料3-3（略）</p> <p>資料4-1 ～ 資料4-17（略）</p> <p>資料4-18 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方 (1)基本的な考え方 津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発表に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防警報の内容や発表基準を定めるものとする。</p> <p>1)近地津波と遠地津波への対応 【近地津波】(略) 【遠地地震】</p> <table border="1" data-bbox="290 1297 825 1675"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離</th> <th colspan="2">水防警報</th> <th rowspan="2">情報収集</th> <th rowspan="2">出動</th> <th rowspan="2">到達時間</th> </tr> <tr> <th>震源</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">近い</td> <td rowspan="2">東南海地震</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>極めて短い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>少し短い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東北地方太平洋沖</td> <td></td> <td>○</td> <td>△</td> <td>長い</td> </tr> <tr> <td>遠い</td> <td>チリ地震</td> <td></td> <td>○</td> <td>△</td> <td>十分長い</td> </tr> </tbody> </table> <p>×発令しない △状況に応じて発令 ○発令 西日本からみた地震（津波）と水防警報の関係イメージ</p> <p>(中略)</p>	距離	水防警報		情報収集	出動	到達時間	震源		近い	東南海地震		×	×	極めて短い		×	○	少し短い		東北地方太平洋沖		○	△	長い	遠い	チリ地震		○	△	十分長い	<p>水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。</p> <p>②～③（略） <解説>（略）</p> <p>10.7～10.8（略）</p> <p>第11章～第17章（略）</p> <p>資料編 資料3-1 ～ 資料3-3（略）</p> <p>資料4-1 ～ 資料4-17（略）</p> <p>資料4-18 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方 (1)基本的な考え方 津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため水防警報の発表に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防警報の内容や発表基準を定めるものとする。</p> <p>1)近地津波と遠地津波への対応 【近地津波】(略) 【遠地地震】</p> <table border="1" data-bbox="1347 1289 1881 1675"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離</th> <th colspan="2">水防警報</th> <th rowspan="2">情報収集</th> <th rowspan="2">出動</th> <th rowspan="2">到達時間</th> </tr> <tr> <th>震源</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">近い</td> <td rowspan="2">東南海地震</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> <td>到達時間極めて短い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>×</td> <td>○</td> <td>到達時間少し短い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東北地方太平洋沖</td> <td></td> <td>○</td> <td>△</td> <td>到達時間時間長い</td> </tr> <tr> <td>遠い</td> <td>チリ地震</td> <td></td> <td>○</td> <td>△</td> <td>到達時間が十分長い</td> </tr> </tbody> </table> <p>×発令しない △状況に応じて発令 ○発令 西日本からみた地震（津波）と水防警報の関係イメージ</p> <p>(中略)</p>	距離	水防警報		情報収集	出動	到達時間	震源		近い	東南海地震		×	×	到達時間極めて短い		×	○	到達時間少し短い		東北地方太平洋沖		○	△	到達時間時間長い	遠い	チリ地震		○	△	到達時間が十分長い	<p>・図の修正</p>
距離		水防警報					情報収集	出動			到達時間																																																			
	震源																																																													
近い	東南海地震		×	×	極めて短い																																																									
			×	○	少し短い																																																									
	東北地方太平洋沖		○	△	長い																																																									
遠い	チリ地震		○	△	十分長い																																																									
距離	水防警報		情報収集	出動	到達時間																																																									
	震源																																																													
近い	東南海地震		×	×	到達時間極めて短い																																																									
			×	○	到達時間少し短い																																																									
	東北地方太平洋沖		○	△	到達時間時間長い																																																									
遠い	チリ地震		○	△	到達時間が十分長い																																																									

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行 (R4.8.6)	修正理由等
<p>2)～3) (略)</p> <p>資料4-19 ～ 資料4-21 (略)</p> <p>資料5-1 ～ 資料5-2 (略)</p> <p>資料7 (略)</p> <p>資料9-1 ～ 資料9-2 (略)</p> <p>資料 10-1 ～ 資料 10-2 (略)</p> <p>資料 14-1 ～ 資料 14-2 (略)</p>	<p>2)～3) (略)</p> <p>資料4-19 ～ 資料4-21 (略)</p> <p>資料5-1 ～ 資料5-2 (略)</p> <p>資料7 (略)</p> <p>資料9-1 ～ 資料9-2 (略)</p> <p>資料 10-1 ～ 資料 10-2 (略)</p> <p>資料 14-1 ～ 資料 14-2 (略)</p>	
<p>資料 17-1 水防協力団体指定要領(例)</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領</p> <p>1. 通則</p> <p><u>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)における水防協力団体の指定は、水防法(以下「法」という。)及び国土交通省令(以下「省令」という。)その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。</u></p> <p>2. 水防協力団体の要件(法第 36 条第1項関係)</p> <p>水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、<u>次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体(以下「法人等」という。)</u>であり、かつ、<u>反社会的勢力でないことをその要件とする。</u></p> <p>3. 水防協力団体の業務(法第 37 条関係)</p> <p>水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、<u>業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。</u></p>	<p>資料 17-1 水防協力団体指定要領(例)</p> <p>〇〇市(町)水防協力団体指定要領</p> <p>1. 趣旨</p> <p>〇〇市(町)では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市(町)における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法(以下「法」という。)に基づき、水防協力団体を指定することとした。</p> <p>2. 水防協力団体の要件(法 36 条第 1 項関係)</p> <p>水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。</p> <p>3. 水防協力団体の業務(法 37 条関係)</p> <p>水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・「趣旨」を「通則」に改め、文章を修正。</p> <p>・脱字の訂正</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・法人等が反社会的勢力でないことを明記。</p> <p>・脱字の訂正</p> <p>・表現の適正化</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R5年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行 (R4.8.6)	修正理由等
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>4. 水防協力団体の申請方法(法第 36 条第1項・第3項関係) (1)水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定申請書」(資料 17-2)に「水防協力団体活動業務計画書」(資料 17-3)及び「水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて申請するものとする。 (2)(略)</p> <p>5. 水防協力団体の指定(法第 36 条第2項・第4項関係) (1)水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体認定書」(資料 17-4)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。 (2)(略)</p> <p>6. その他 (1)この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。 (2)略</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>4. 水防協力団体の申請方法(法 36 条第 1 項・第 3 項関係) (1)水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市(町)水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者(〇〇市(町)長)(〇〇市(町)△△部□□課)に「〇〇市(町)水防協力団体指定申請書」(資料 17-2)に「水防協力団体活動業務計画書」(資料 17-3)及び水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて、2部提出するものとする。 (2)(略)</p> <p>5. 水防協力団体の指定(法第 36 条第2項・第4項関係) (1)水防管理者(〇〇市(町)長)は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市(町)水防協力団体認定書」(資料 17-4)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。 (2)(略)</p> <p>6. その他 (1)この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 (2)略</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>・脱字の訂正 ・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。 ・表現の適正化 ・脱字の修正 ・書面でも電子データでも提出を可とするため表現を適正化。</p> <p>・表現の適正化 ・表現の適正化 ・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化</p>
<p>資料 17-2「水防協力団体指定申請様式(例)」</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防管理者 〇〇市(区、町、村)長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p>	<p>資料 17-2「水防協力団体指定申請様式(例)」</p> <p>〇〇市(町)水防協力団体指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市(町)水防管理者 〇〇市(町)長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行 (R4.8.6)	修正理由等
<p>(事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名</p> <p>水防法第 36 条第1項及び〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料 17-3)を添えて申請します。</p>	<p>(事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名</p> <p>水防法第 36 条第1項及び〇〇市(町)水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、〇〇市(町)水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料 17-3)を添えて申請します。</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p>
<p>資料 17-3「水防協力団体協力活動業務計画書 (例)」</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防管理者〇〇市(区、町、村)長様</p> <p style="text-align: right;">住所(事務所所在地) 〇〇〇〇 法人等の名称 〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">水防協力団体協力活動業務計画書</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;">(自由記載)</div> <p>【記載例】 <u>平時の活動事例</u> ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供 ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示 ・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発 ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施 ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催 ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展</p>	<p>資料 17-3「水防協力団体協力活動業務計画書 (例)」</p> <p>(新規)</p> <p style="text-align: center;">水防協力団体協力活動業務計画書</p> <p>下記の〇〇市(町)の実施する水防活動に協力します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください</p> <p>I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力(指定要領 3-1(1)関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援 <p>II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供(指定要領 3-2)関係)</p> <p>具体的な資器材の種類・数量及び保管場所</p>	<p>・年月日、申請先、申請者名の記載例を追記。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記するとともに表現を適正化。</p> <p>・自由記載欄を設け、協力内容を自由に記載する形に修正。</p> <p>・自由記載欄の記載例(平時の活動事例、災害時の活動事例)を追加。</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行 (R4.8.6)	修正理由等
<p style="text-align: right;">など</p> <p>災害時の活動事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土のうの袋詰めや運搬 ・子どもやお年寄りなどの救護 ・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援 ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供 ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供 <p style="text-align: right;">など</p> <p>◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">(自由記載)</div>	<p>()</p> <p>Ⅲ 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3-(3)関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡 <p>Ⅳ 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3-(4)関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布 <p>Ⅴ 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3-(5)関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習 <p>Ⅵ 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3-(6)関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防団が開催する水防演習への参加 2 住民の避難訓練の実施 <p>◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。</p> <p>()</p>	<p>・表現の適正化</p> <p>・自由記載欄を設け、協力内容を自由に記載する形に修正。</p>
<p>資料 17-4「水防協力団体認定書様式(例)」</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体認定書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者 〇〇〇〇様</p> <p style="text-align: right;">〇〇市(区、町、村、水防事務組</p>	<p>資料 17-4「水防協力団体認定書様式(例)」</p> <p>〇〇市(町)水防協力団体認定書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代 表 者 様</p> <p style="text-align: right;">〇〇市(町)水防管理者</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・代表者氏名を記載することができるよう例示。</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行 (R4.8.6)	修正理由等
<p style="text-align: center;"><u>合、水害予防組合</u>)水防管理者 〇〇市(区、町、村)長</p> <p>水防法第36条第1項及び〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体に指定します。</p>	<p style="text-align: center;">〇〇市(町)長</p> <p>水防法第36条第1項及び〇〇市(町)水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を〇〇市(町)水防協力団体に指定します。</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p>
<p>資料 17-5「水防協力団体との水防協働活動実施要領(例)」</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>1. 通則 〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関(以下「水防団等」という。)との連携については、水防法及びその関連通知並びに〇〇市(区、町、村)水防計画(地域防災計画)のほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>2. 水防団等と水防協力団体との連携(水防法第 38 条関係) 水防法第 36 条及び〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。</p> <p>3. 活動報告書の提出(水防法第 39 条関係) 水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」(資料 17-6)を提出させることができる。</p> <p>4. 情報提供等(水防法第 40 条関係) 水防管理者は、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。</p>	<p>資料 17-5「水防協力団体との水防協働活動実施要領(例)」</p> <p>〇〇市(町)における水防協力団体との水防協働活動実施要領</p> <p>1. 趣旨 〇〇市(町)における水防活動は、〇〇市(町)水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市(町)において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。</p> <p>2. 水防団等と水防協力団体との連携(水防法 38 条関係) 水防法第 36 条及び〇〇市(町)水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携な下、活動を行うものとする。</p> <p>3. 活動報告書の提出(水防法第 39 条関係) 連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」(資料 17-6)を提出させることができる。</p> <p>4. 情報提供等(水防法第 40 条関係) 水防管理者は、〇〇市(町)水防協力団体指定要領4に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・資料 17-1の「1. 」と平仄を合わせる。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化及び内容の明確化</p> <p>・脱字の訂正</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・表現の適正化。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化</p>

【水防計画作成の手引き（都道府県版）】 R 5 年度改正 新旧対照表

R5 改定案	現行（R4.8.6）	修正理由等
<p>5. その他 (1)この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。 (2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>5. その他 (1)この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。 (2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>・表現の適正化</p>
<p>資料 17-6「水防協力団体協力活動報告書様式(例)」</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体協力活動報告書 年 月 日</p> <p>〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防管理者 〇〇市(区、町、村)長 様</p> <p>住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名</p> <p>別紙のとおり水防協力活動を実施したので、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体との水防協働活動実施要領第3の規定に基づき提出します。</p>	<p>資料 17-6「水防協力団体協力活動報告書様式(例)」</p> <p>〇〇市(町)水防協力団体協力活動報告書 年 月 日</p> <p>〇〇市(町)水防管理者 〇〇市(町)長 様</p> <p>住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名</p> <p>別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市(町)水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。</p>	<p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。</p> <p>・表現の適正化(水防協力団体の業務は、一義的には水防に協力することであるため)。 ・水防管理団体が区、村、水防事務組合、水害予防組合の場合があるため例示を追記。 ・誤記の訂正。</p>